

## 嘉麻市農泊施設活性化推進補助金交付規程

### (目的)

第1条 この告示は、観光拠点施設の集客力の向上を図るため、観光コンテンツの実施を行うものに対する、予算の範囲内における農泊施設活性化推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光コンテンツ 市固有の歴史や風土等の地域資源を活かした体験イベントをいう。
- (2) 宿泊型観光コンテンツ 足白農泊施設における宿泊を伴う観光コンテンツをいう。
- (3) 非宿泊型観光コンテンツ 足白農泊施設を利用した、宿泊を伴わない観光コンテンツをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宿泊型観光コンテンツ又は非宿泊型観光コンテンツの実施を行う個人、団体又は事業所を有する法人であること。
- (2) 補助金の交付申請時に、補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者が、嘉麻市建設工事等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成18年嘉麻市規則第166号）第6条第2号に規定する市税等の滞納がないこと。
- (3) 補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者が、嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成21年嘉麻市条例第24号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団関係団体又は暴力団員若しくは暴力団関係者でないこと。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、観光コンテンツの実施に要する経費の額とし、次に定める額を上限とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じ

たときは、これを切り捨てた額とする。

- (1) 宿泊型観光コンテンツ 観光コンテンツの実施に要する経費の5分の4以内の額とし、一申請につき10万円を上限とする。
- (2) 非宿泊型観光コンテンツで参加料を徴するもの 観光コンテンツの実施に要する経費の5分の4以内の額とし、一申請につき5万円を上限とする。
- (3) 非宿泊型観光コンテンツで参加料を徴しないもの 観光コンテンツの実施に要する経費の額とし、一申請につき5万円を上限とする。

(嘉麻市補助金等交付規則との関係)

第5条 この告示に定めのない補助金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。